

「道頓堀川持続可能な魅力創出検討会」開催要綱

（目的）

第1条 道頓堀川において、河川敷地占用許可準則に基づき「都市・地域再生等利用区域」に指定した区域を安全で快適な水辺空間として利用に供するうえで、水辺空間の利活用・持続可能な魅力を創出するための課題及び管理運営に関する事項を意見聴取することを目的として、道頓堀川持続可能な魅力創出検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（聴取事項）

第2条 検討会において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）水辺空間の利活用・持続可能な魅力の創出に関する事項
- （2）管理運営事業者の運営状況の確認・運営等に関する事項

（検討会のメンバー）

第3条 検討会のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者と沿川隣接商工業関係者のうちから市長が委嘱する。

（座長）

第4条 検討会の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、検討会の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第5条 検討会の開催期限は施行日から令和11年3月31日までとする。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、建設局道路河川部河川課において行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。